

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報保護ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府木津川市長

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>木津川市は、国民健康保険法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険の資格管理に関する事務</li><li>②国民健康保険税の賦課に関する事務</li><li>③国民健康保険給付等に関する事務</li></ul>
③システムの名称	国民健康保険システム(市町村基幹業務支援システム) 国保情報集約システム 番号連携サーバー 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第26条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109 及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木津川市 総務部 総務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木津川市 市民環境部 国保年金課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1214

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和5年12月19日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年12月19日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		<選択肢>
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ 委託しない ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ 提供・移転しない ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、87、93の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119、120の項	事前	
平成29年2月28日	I-5-① 部署	保健福祉部 国保医療課	市民部 国保年金課	事後	
平成29年2月28日	I-5-② 所属長	国保医療課長 森 功	国保年金課長	事後	
平成29年2月28日	1-8 連絡先	木津川市 保健福祉部 国保医療課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地-9 電話0774-75-1214	木津川市 市民部 国保年金課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1214	事後	
平成31年2月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30項	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条及び第2条	事後	
平成31年2月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109、119及び120の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109、119及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月3日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険システム(市町村基幹業務支援システム) 高額療養費システム 番号連携サーバー 中間サーバー	国民健康保険システム(市町村基幹業務支援システム) 国保情報集約システム 番号連携サーバー 中間サーバー	事後	
令和2年2月3日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条及び第2条	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和2年2月3日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、26、27、30、3 3、39、42、58、62、80、87、93、97、10 6、109、119及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15 条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の 2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、 第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 の2及び第59条の3	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第2 6条の2  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、3 0、33、39、42、58、62、80、87、93、97、 106、109及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5 条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15 条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の 2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、 第44条、第46条、第49条、第53条、第55条 の2及び第59条の3	事後	
令和2年2月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月25日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年2月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月25日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年4月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第26条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43、44及び45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第26条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		
令和5年12月26日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険システム(市町村基幹業務支援システム) 国保情報集約システム 番号連携サーバー 中間サーバー	国民健康保険システム(市町村基幹業務支援システム) 国保情報集約システム 番号連携サーバー 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年4月1日	I-5-① 部署	市民部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	
令和6年4月1日	1-8 連絡先	木津川市 市民部 国保年金課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1214	木津川市 市民環境部 国保年金課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1214	事後	